

別表第2(第3条関係)

(1) ばい煙発生施設

項	施設の種類	規模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気または廃熱のみを使用するものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下単に「伝熱面積」という。)が5平方メートル以上であるか、またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
2	水性ガスまたは油ガスの発生のために供するガス発生炉および加熱炉	原料として使用する石炭またはコークスの処理能力が1日当たり10トン以上であるか、またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。
3	金属の精錬または無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)および煅焼炉(18の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉および平炉(18の項に掲げるものを除く。)	
5	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉および平炉(18の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン未満であること。
6	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉ならびに18の項および28の項から30の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面面積をいう。以下同じ。)が0.2平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。
7	金属の鍛造もしくは圧延または金属もしくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
8	石油製品、石油化学製品またはコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	
9	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり100キログラム以上であること。
10	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。
11	窯業製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉	火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。
12	電気用陶磁器の製造の用に供する焼成炉	火格子面積が0.5平方メートル未満であり、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル未満であるか、または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア未満であること。
13	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)および直火炉(30の項に掲げるものを除く。)	火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。
14	乾燥炉(18の項および27の項に掲げるものを除く。)	
15	乾燥炉(原料としてカドミウム、カドミウム化合物、鉛または鉛化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限り、14の項、18の項および27の項に掲げるものを除く。)	
16	製鉄、製鋼または合金鉄もしくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。

17	廃棄物焼却炉	火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、または焼却能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
18	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉および乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。
19	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。
20	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり20キログラム以上であること。
21	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
22	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。
23	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設(塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限る。前3項に掲げるものおよび密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり20キログラム以上であること。
24	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が15キロアンペア以上であること。
25	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり40キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。
26	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸溜施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積が5平方メートル以上であるか、またはポンプの動力が0.5キロワット以上であること。
27	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり40キログラム以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。
28	鉛の第2次精錬(鉛合金の製造を含む。)または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
29	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり2リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が10キロボルトアンペア以上であること。
30	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり2リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が10キロボルトアンペア以上であること。
31	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設および濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、または濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。
32	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。
33	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
34	ディーゼル機関	
35	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。
36	ガソリン機関	

37	金属の鑄造の用に供する鑄造型施設(シェルモールド法によるものに限る。)	
38	フェノール樹脂製品の製造の用に供する反応施設および乾燥施設	
39	塗料、印刷インキまたは合成樹脂製品の製造(原料としてカドミウム、カドミウム化合物、鉛または鉛化合物を使用するものに限る。)の用に供する混合施設	

(2) 一般粉じん発生施設

項	施設の種類	規模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり20トン以上であること。
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)または土石の堆積場	面積が500平方メートル以上であること。
3	ベルトコンベアおよびバケットコンベア(鉱物、土石またはセメントの用に供するもの限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が50センチメートル以上であるか、またはバケットの内容積が0.02立方メートル以上であること。
4	粉砕機および摩砕機(鉱物、岩石またはセメントの用に供するもの限り、湿式のものおよび密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
5	ふるい(鉱物、岩石またはセメントの用に供するもの限り、湿式のものおよび密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。